○宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則

令和６年３月27日

規則第９号

（趣旨）

第１条　この規則は、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例（令和６年宮古島市条例第３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例で規定する用語の例による。

（利用及び入居の許可申請）

第３条　条例第８条第１項の規定により、宮古島市地産地消振興センター（以下「センター」という。）の利用又は入居を希望する者は、宮古島市地産地消振興センター利用・入居申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第２号）

(2)　企業等概要書（様式第３号）

(3)　法人にあっては登記事項証明書及び定款、個人にあっては住民票の写し

(4)　法人にあっては直近３年分の決算関係書類、個人にあっては直近３年分の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況が分かる書類。ただし、創業１年未満のものについては、省略することができる。

(5)　市税等の納税証明書

(6)　その他市長が必要と認める書類

（利用及び入居の許可等）

第４条　市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、利用又は入居の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、宮古島市地産地消振興センター利用・入居許可（不許可）通知書（様式第４号）によりその旨を通知するものとする。

（入居期間の延長）

第５条　前条の規定により許可を受けた入居者が、当該入居期間を延長しようとするときは、当該入居期間が満了する日の３か月前までに、宮古島市地産地消振興センター入居期間延長申請書（様式第５号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、入居期間の延長の可否を決定し、当該申請を行った者に対し、宮古島市地産地消振興センター入居期間延長許可（不許可）通知書（様式第６号）によりその旨を通知するものとする。

（事業の報告）

第６条　入居者は、事業年度（毎年４月１日から３月31日までの期間をいう。）終了後２週間以内に、宮古島市地産地消振興センター活用事業実績報告書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（入居許可の変更等）

第７条　入居者は、許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、宮古島市地産地消振興センター入居許可事項変更承認申請書（様式第８号）により遅滞なく市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、入居許可事項の変更の可否を決定し、当該申請を行った入居者に対し、宮古島市地産地消振興センター入居許可事項変更承認（不承認）通知書（様式第９号）によりその旨を通知するものとする。

（使用料の還付の申請）

第８条　入居者は、条例第11条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとするときは、当該事由が生じた後、宮古島市地産地消振興センター使用料等還付申請書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　災害その他入居者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき　未使用日に相当する使用料の全額

(2)　前号に掲げるもののほか、特別な理由により市長が還付する必要があると認めるとき　市長が認める額

（入居及び利用許可の取消し）

第９条　市長は、条例第17条の規定により許可の取り消し等を行おうとするときは、宮古島市地産地消振興センター入居等許可取消（一時停止・変更）通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（届出）

第10条　入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(1)　住所又は氏名に変更があったとき及び法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。

(2)　入居スペースの使用を15日以上休止しようとするとき。

(3)　センターの建物及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。

（入居スペースの退去）

第11条　入居者は、入居スペースを退去しようとするときは、退去しようとする日の３か月前までに宮古島市地産地消振興センター退去届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第12条　入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　入居許可を受けた入居スペースに第三者を同居させること及び入居者以外の在室名義を表示することをしないこと。

(2)　入居スペースを居住の目的で使用しないこと。

(3)　入居許可を受けたスペース以外の共有部分に物品等を放置し、又はこれを専有使用しないこと。

(4)　許可なくセンターの敷地に工作物を設置しないこと。

(5)　許可なくセンターの敷地に看板その他の広告物を設置し、又は掲示しないこと。

(6)　許可なくセンターの敷地を改変しないこと。

(7)　許可なくセンターにおいて火薬その他の危険物の製造、持込み又は保管

をしないこと。

(8)　センターにおいて近隣に迷惑をかけるおそれがあるような悪臭を放つ物品等の製造又は保管をしないこと。

(9)　センターにおいて動物を飼育しないこと。

(10)　その他管理運営に関し市長が指示する事項

2　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　許可を受けていない施設内エリアに出入りしないこと。

(2)　センターの建物又は附属設備を損傷し、又は汚損しないこと。

(3)　他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4)　所定の場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。

(5)　その他管理運営に関し市長が指示する事項

3　市長は、前2項各号に掲げる事項を遵守しない利用者に対して、センターへの立入りを拒否し、又は退出を命ずることができる。

（補則）

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和6年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　第3条に規定する利用又は入居の申請を行おうとする者は、この規則の施行前においても、その申請を行うことができる。

様式第１号（第３条関係）

（表面）

宮古島市地産地消振興センター利用・入居申請書

年　　月　　日

宮古島市長　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

宮古島市地産地消振興センターを（利用・入居）したいので、別記（裏面）の事項を誓約の上、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

１　利用場所

□ラボスペース　（使用機器名：　　）

□多目的スペース（　□大　□小　□ロビー　□ピロティ　）

□その他スペース（　　）

２　入居希望施設

□長期チャレンジスペース（□１階・□２階）　（　　）

□短期トライアルスペース（□１階・□２階）　（　　）

３　利用日時　　年　　月　　日【時間】　　時　　分から　　時　　分

入居希望期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　添付書類（入居申請者のみ）

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 企業等概要書（様式第３号）

(3) 法人にあっては登記事項証明書及び定款、個人にあっては住民票の写し

(4) 決算に関する書類（法人にあっては直近３年分の決算関係書類、個人にあっては直近３年分の所得税の青色申告書の写し又は所得の状況が分かる書類。ただし、創業１年未満のものについては、省略することができる。

(5) 市税等の納税証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

（裏面）

別記

私は、宮古島市地産地消振興センターの利用又は入居を許可されたときは、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の定めるところに従い、次の事項を遵守します。

【利用申請者】

(1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
(2) 他者の迷惑になる行為をしないこと。
(3) センターを汚損し、又は毀損しないこと。
(4) センターを改造し、又はその形状を変更しないこと。
(5) 備品をセンター外に持ち出さないこと。
(6) 許可された場所以外で禁煙及び火気を使用しないこと。
(7) センター内のラボスペース、多目的スペース、共有スペース等では市長の許可を得ないで販売行為をしないこと。

【入居申請者】

(1) 事業計画書に記載した使用目的以外に使用しません。
(2) 使用料は毎月末日までに当該月分として納付し、3か月以上滞納しません。
(3) 入居スペースの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けます。
(4) 入居期間中その事業活動において、公害防止等の環境保全に努めます。
(5) 活動内容及びスペース使用の状況等の報告が求められたときは、速やかに報告します。
(6) 職員が入室して調査等行うときには、これに協力します。
(7) 入居スペースを使用する権利を譲渡し、又は転貸しません。
(8) 入居の許可を取り消されたときは、1か月以内に退去します。
(9) 入居スペースの使用を終了し退去するとき、又は入居許可を取り消されて退去するときは、自己の責任において当該スペースを原状に回復して返還します。
(10) 入居許可書の許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、遅延なく届け出て市長の承認を得ます。
(11) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ます。
① 住所又は氏名に変更があったとき、及び法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。
② 業種を変更しようとするとき。
③ 入居スペースの使用を 15 日以上休止しようとするとき。
④ センターの建物及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。
(12) 入居スペースを退去しようとするときは、その3か月前までに市長に届け出ます。

様式第２号（第３条関係）

（表面）

事業計画書

年　　月　　日

宮古島市長　　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

事業計画の概要等

１　使用目的（事業計画の概要）
（事業実施の背景と目的・事業拠点を必要とする理由）

（本施設で行う事業の具体的内容）

２　事業計画期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　将来の事業展開の構想

４　新たに宮古島市内に事業所等を設置する計画の有無　（　□有　・　□無　）

５　地域貢献への考え方

（裏面）

今後の事業計画

１　全体計画(注)事業計画を詳しく記載するとともに、図面、機械設備等の写真と説明資料を添付してください。
（事業内容、活用する市内農林水産物や地域資源・開発方法、目標等）

２　実施体制（組織、人員等）

３　解決すべき課題（技術面・経営面）
（課題）

（解決方法、手段等）

４　事業化の見通し
（需要開拓、販売等の計画）

（採算等の予想）

５　共同事業者・協力者等
(注)事業計画の実施に当たり、外部の共同事業者、協力者の予定がある場合は、その名称と役割を記入してください。

別紙１

事業計画表

年度 項目	初年度	２年度	３年度	４年度	５年度
入居希望期間	年　月　日から			年　月　日まで	

別紙２

資金計画表（本事業に係る所要資金及びその調達方法）

項目／年度	費用		調達方法	
	項目	金額	項目	金額
年度（初年度）				
合計				
年度（２年度）				
合計				
年度（３年度）				
合計				
年度（４年度）				
合計				
年度（５年度）				
合計				

様式第３号（第３条関係）

企業等概要書

企 業 名			
所在地及び連絡先	〒　　－ 連絡先		
代表者名	役職　　氏名		
業　種 (注1)	（日本標準産業分類の細分類業種名で記入してください。）		
資 本 金	万円	設立年月日	年　月　日
主な出資者と出資割合（%）		主な生産品目	
常勤職員数	人	従業員数	人
保有施設等 (注2)			
設立からの経緯			

（注）１　営む事業に属する業種が複数ある場合には、その中で最近１年間の売上高等が大きい事業が属する業種から順に全て記載してください。
２　本社、工場、事務所、倉庫等が分かれている場合は、各々について住所、面積及び主な機能を記入してください。
３　個人の場合は、該当する部分を記入してください。
４　関連資料（会社パンフレット等）がある場合は、添付してください。

様式第４号（第４条関係）

（表面）

宮古島市地産地消振興センター利用・入居許可（不許可）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

宮古島市長

次のとおり宮古島市地産地消振興センターへの（利用・入居）の許可（不許可）を決定したので通知します。

利用許可	スペース	
	日時	年　　月　　日【時間】　時　分から　時　分まで
入居許可	スペース	
	期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
使用目的（不許可事由）		
事業内容		
使用料		利用許可施設料金　　円
		入居料金　　月額　　円 ただし、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。
条件		裏面のとおり

１この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宮古島市長に対し審査請求をすることができます。

２また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮古島市を被告として（訴訟において宮古島市を代表する者は、宮古島市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（裏面）

【　条 件　】

次の条件を付する。なお違反したときは、利用・入居の許可を取り消し、又は利用を一時停止し、若しくは利用条件を変更することがある。

【利用申請者】

(1) 申請した使用目的以外に使用しないこと。
(2) 他者の迷惑になる行為をしないこと。
(3) センターを汚損し、又は毀損しないこと。
(4) センターを改造し、又はその形状を変更しないこと。
(5) 備品をセンター外に持ち出さないこと。
(6) 許可された場所以外で喫煙及び火気の使用をしないこと。
(7) センター内のラボスペース、多目的スペース、共有スペース等では市長の許可を得ないで販売行為をしないこと。

【入居申請者】

(1) 表面の使用目的以外に使用しないこと。
(2) 使用料は毎月末日までに当該月分として納付し、３か月以上滞納しないこと。
(3) 入居スペースの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。
(4) 入居期間中その事業活動において、公害防止等の環境保全に努めること。
(5) 活動内容及び施設使用の状況等の報告が求められたときは、速やかに報告すること。
(6) 職員が入室して調査等行うときには、これに協力すること。
(7) 入居スペースを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
(8) 入居の許可を取り消されたときは、１か月以内に退去すること。
(9) 入居スペースの使用を終了し退去するとき、又は入居許可を取り消されて退去するときは、自己の責任において当該施設を原状に回復して返還すること。
(10) 入居許可書の許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、遅延なく届け出て市長の承認を得ること。
(11) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ること。
① 住所又は氏名に変更があったとき、及び法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。
② 業種を変更しようとするとき。
③ 入居スペースの使用を 15 日以上休止しようとするとき。
④ センターの建物及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。
(12) 入居スペースを退去しようとするときは、その３か月前までに市長に届け出ること。

様式第５号（第５条関係）

宮古島市地産地消振興センター入居期間延長申請書

年　　月　　日

宮古島市長　　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

宮古島市地産地消振興センターの入居期間の延長許可を受けたいので、関係書類を添付の上、次のとおり申請します。

入居許可スペース	
入居許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
延長希望期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
入居期間延長事由	
添付書類	☐ 事業計画書 ☐ 実績報告書 ☐ その他

様式第６号（第５条関係）

（表面）

宮古島市地産地消振興センター入居期間延長許可（不許可）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

宮古島市長

次のとおり宮古島市地産地消振興センターの入居期間の延長の許可（不許可）を決定したので通知します。

入居許可スペース	
延長前入居 許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
延長後入居 許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
使用目的 （不許可事由）	
使用料	月額　　円 ただし、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。
条件	裏面のとおり

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宮古島市長に対し審査請求をすることができます。

2　また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮古島市を被告として（訴訟において宮古島市を代表する者は、宮古島市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（裏面）

【　条 件　】

次の条件を付する。なお違反したときは、入居の許可を取り消し、又は利用を一時停止し、若しくは利用条件を変更することがある。

(1) 表面の使用目的以外に使用しないこと。
(2) 使用料は、毎月末日までに当該月分として納付し、３か月以上滞納しないこと。
(3) 入居スペースの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。
(4) 入居期間中その事業活動において、公害防止等の環境保全に努めること。
(5) 活動内容及びスペース使用の状況等の報告が求められたときは、速やかに報告すること。
(6) 職員が入室して調査等行うときには、これに協力すること。
(7) 入居スペースを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
(8) 入居の許可を取り消されたときは、１か月以内に退去すること。
(9) 入居スペースの使用を終了し退去するとき、又は入居許可を取り消されて退去するときは、自己の責任において当該スペースを原状に回復して返還すること。
(10) 入居許可書の許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、遅延なく届け出て市長の承認を得ること。
(11) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ること。
① 住所又は氏名に変更があったとき、及び法人にあってはその主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。
② 業種を変更しようとするとき。
③ 入居スペースの使用を 15 日以上休止しようとするとき。
④ センターの建物及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。
(12) 入居スペースを退去しようとするときは、その３か月前までに市長に届け出ること。
(13) その他宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

様式第７号(第６条関係)

年　　月　　日

宮古島市長

住所又は所在地
事業者等　　名　称
氏名又は代表者の氏名　　印

宮古島市地産地消振興センター活用事業実績報告書

宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則第６条の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業内容

２　事業の成果及び効果

３　事 業 期 間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日

４　市産農産物の活用量　別紙

５　販売実績　　別紙

６　そ　の　他　　写真等

様式第８号（第７条関係）

宮古島市地産地消振興センター入居許可事項変更承認申請書

年　　月　　日

宮古島市長　　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

宮古島市地産地消振興センターの入居許可事項を変更したいので、次のとおり申請します。

入居許可スペース		
入居許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで	
入居許可事項の変更	目 的	
	内 容	

添付書類

変更内容を説明できる書類

様式第９号（第７条関係）

（表面）

宮古島市地産地消振興センター入居許可事項変更承認（不承認）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

宮古島市長

次のとおり宮古島市地産地消振興センターの入居許可事項の変更の承認（不承認）を決定したので通知します。

入居許可スペース	
入居許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
使用目的 （不承認事由）	
事業内容	
使用料	月額　　円 ただし、宮古島市地産地消振興センターの設置及び管理に関する条例の改正により使用料が変更されたときは、その額とする。
条件	裏面のとおり

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宮古島市長に対し審査請求をすることができます。

2　また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮古島市を被告として（訴訟において宮古島市を代表する者は、宮古島市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（裏面）

【　条 件　】

次の条件を付する。なお違反したときは、入居の許可を取り消し、又は利用を一時停止し、若しくは利用条件を変更することがある。

(1) 表面の使用目的以外に使用しないこと。
(2) 使用料は毎月末日までに当該月分として納付し、３ヵ月以上滞納しないこと。
(3) 入居スペースの使用に当たり特別な設備をし、又は既存の設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。
(4) 入居期間中その事業活動において、公害防止等の環境保全に努めること。
(5) 活動内容及びスペース使用の状況等の報告が求められたときは、速やかに報告すること。
(6) 職員が入室して調査等行うときには、これに協力すること。
(7) 入居スペースを使用する権利を譲渡若しくは転貸しないこと。
(8) 入居を取り消されたときは、１か月以内に退去すること。
(9) 入居スペースの使用を終了し退去するとき、又は入居許可を取り消されて退去するときは、自己の責任において当該スペースを原状に回復して返還すること。
(10) 入居許可書の許可事項を変更又は取り消そうとするときは、遅延なく届け出て市長の承認を得ること。
(11) 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ること。
① 住所又は氏名に変更があったとき、及び法人にあってはその法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名に変更があったとき。
② 業種を変更しようとするとき。
③ 入居スペースの使用を 15 日以上休止しようとするとき。
④ センターの建物及び設備を汚損し、損傷し、又は滅失したとき。
(12) 入居スペースを退去しようとするときは、その３ヵ月前までに市長に届け出ること。
(13) その他宮古島市地産地消振興センター設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。

様式第10号（第８条関係）

宮古島市地産地消振興センター使用料等還付申請書

年　　月　　日

宮古島市長　　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

次のとおり宮古島市地産地消振興センターの使用料の還付を受けたいので申請いたします。

入居許可スペース	
納付済使用料	円（　　年　　月　　日納付済み）
還付を必要とする事由	

宮古島市地産地消振興センター使用料等還付通知書

第　　号

年　　月　　日

様

宮古島市長

年　　月　　日付けで申請のあった宮古島市地産地消振興センター使用料等還付申請については、次のとおり還付します。

入居許可スペース	
納付済使用料	円（　　年　　月　　日納付済み）
還付額	円
備考	

様式第 11 号（第９条関係）

宮古島市地産地消振興センター入居許可取消（一時停止・変更）通知書

第　　号
年　　月　　日

様

宮古島市長

年　　月　　日付けで決定した入居許可については、次の理由により入居許可の取消し（一時停止・変更）を決定したので通知します。

（理由）

1　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に宮古島市長に対し審査請求をすることができます。
2　また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮古島市を被告として（訴訟において宮古島市を代表する者は、宮古島市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 12 号（第 11 条関係）

宮古島市地産地消振興センター退去届出書

年　　月　　日

宮古島市長　　様

申請者　氏名又は団体名

責任者（団体）　　印

住　所

連絡先

宮古島市地産地消振興センターを退去したいので、届け出ます。

入居許可スペース名	
入居許可期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
退去（予定）年月日	年　　月　　日
退去理由	
備考	

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第３条関係）

様式第４号（第４条関係）

様式第５号（第５条関係）

様式第６号（第５条関係）

様式第７号（第６条関係）

様式第８号（第７条関係）

様式第９号（第７条関係）

様式第10号（第８条関係）

様式第11号（第９条関係）

様式第12号（第11条関係）